

平成27年11月2日

財 務 局

「低入札価格調査対象工事に関する特別調査」の対象拡大について

東京都では、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、平成26年度から低入札価格調査を行った工事を対象に、現場の労働条件・労働環境の実態を把握するための「低入札価格調査対象工事に関する特別調査」を行ってきました。

この度、法令遵守の観点に加え、引き続き受発注者ともに担い手の育成・確保に向けた取組を促進する必要があることから、調査対象を平成28年1月1日以降に公表する財務局発注工事の全てに拡大することとしました。

調査対象工事に選定された場合は、調査への協力が義務付けられます。受注者の皆様も、改正品確法の理念にのっとり、下請事業者も含めた労働条件・労働環境の改善に積極的に取り組んでいただくよう、お願いします。

1 対象案件

財務局契約第一課が発注する工事から選定

（これまでは低入札価格調査を行った工事から選定）

2 調査内容

- ・労働条件・労働環境に関する項目（労働基準法等の法令遵守の確認など）
- ・社会保険の加入状況に関する項目

※その他、必要に応じて、調査項目を追加することがあります。

3 注意事項

調査対象は、受注者である元請事業者のみでなく、下請事業者も含まれます。

4 適用日

平成28年1月1日以降の公表案件から

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607